

別記(二)

漢 額 書

- 一 日給三割増ス
- 二 解雇者に三割増の日給四十日分の上、更に三割増の三十二日分増分
- 三 八時間勤務トス
- 四 夏季及冬季勤務の三割増 夜十時以後は検割増 但し請員の協会の日給増より支拂
- 五 請員三割増の場合の日給増支拂
- 六 日給又増日十割 日末二割ト
- 七 休業八日毎、各日十割ト
- 八 三日労働費四日給三日分ト
- 九 二面特別支拂ト
- 一〇 請員を南派請員ノ三割以上ト
- 一一 入業者常隊に従事し運用スルノ及テ後日戻業向ハ半日給支拂ト
- 一二 出張勤務日給各割増ト
- 一三 工場内倉庫洗面所ヲ設ケラト
- 一四 喫茶ス
- 一五 昭和五年四月十日

昭和三十二年四月十日

昭 工 一 日

争	5. 4. 22
1152	

労社第一二一六号

昭和五年四月十六日

警視總監 丸山 鶴 吉

内務大臣 安達謙藏 殿
 社 會 局 長 官 殿
 大阪神奈川各府縣知事 殿

昭和製作所分工場労働爭議ニ関スル件

(第三報) 解決

要旨(一) 工場主ハ罷業不参加者ニ対シテ手当ヲ給スル等ノ方法ヲ請フ在大工防正ス

(二) 十四日折衝ノ結果労働書撤回工場主より自発的ニ待遇改善案提呈地ノ規定成立解決ス

標記工場ノ労働爭議ニ就テハ既報ノ如キ後解決スルニ至リタル
 其状況左記ノ通ニ有之

誌

A